

## 令和元年 12 月 臼杵市農業委員会定例総会議事録

令和元年 12 月 4 日（水）午前 9 時 30 分より臼杵市役所 野津庁舎 3 階会議室において会長が 12 月定例総会を招集した。  
本日の出席委員は次のとおりであった。

### 出席委員

議長 疋田 忠公 会長

1 番 野上 政憲 委員    2 番 堀 京子 委員    3 番 内藤 康弘 委員    4 番 藤嶋 裕美 委員    5 番 平山 勝丈 委員  
6 番 佐藤 幸子 委員    7 番 柳井 博之 委員    8 番 城野 幸司 委員    11 番 中野 定重 委員

### 欠席委員

9 番 陶山 秀明 委員    10 番 小橋 勇二 委員

### 農業委員会事務局職員

吉良 圭三 局長    長野 政元 次長    首藤 英二 主幹

### 付議議案

議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 64 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひ致します。  
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定によりまして、疋田会長にお願ひ致します。

議 長 それでは、議事に先立ちまして委員の定足数を局長が報告致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数12名中、本日は議席番号9番 陶山委員と、議席番号10番 小橋委員が欠席となっており、出席人数は10名となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－「異議なし」の声あり－

議 長 それでは、議席番号2番 堀 京子委員と、議席番号3番 内藤 康弘委員に議事録署名をお願ひ致します。  
ただいまより議案審議に入ります。  
議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願ひ致します。

次 長 1ページとなります。  
議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりあったので提案する。  
令和元年12月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページです。

番号1、田 13㎡ について、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号2、田 1,467㎡ 外1筆 合計2,488㎡ について、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

番号3、畑 110㎡ について、耕地の拡張のため所有権移転するものです。

以上3条申請3件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思ます。

11月25日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請3件についてご提案申し上げます。

議長            それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

佐藤幸            おはようございます。11月25日に内藤委員さん、長野次長、首藤さんと4人で現地調査へ行ってきました。議案第60号 農地法第3条  
委員            の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は草刈等により管理されており、かんがい用のポンプを設置する予定です。3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は2筆の田で、水稻が耕作されています。許可後も引き続き、水稻の作付を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地は現在畑として利用され、露地野菜の作付がされています。許可後も引き続き露地野菜の作付を行う予定です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、推進委員さんより報告をお願い致します。まず、17地区の新名さんからお願いします。

新 名 第17地区、推進委員の新名です。

推進委員 番号2の申請地は、売買により所有権を取得するものです。現地では、すでに水稻が適切に耕作されています。許可に関して、特に問題はないと思われま

議 長 ありがとうございます。続きまして、第5地区の安東推進委員さん。

安 東 第5地区、推進委員の安東です。

推進委員 番号3の申請地につきましては、売買により所有権を取得するものです。許可後も引き続き露地野菜の作付を行う予定です。許可に関して、特に問題はないと思われま

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 4ページとなります。

議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定により、農地を農地以外のものにするため、下記のと

おり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年12月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

次のページとなります。

番号1、田 1,205 m<sup>2</sup> 外1筆 合計2,400 m<sup>2</sup> を、カボスの植栽をするため、埋め立てを行う一時転用となります。農地の区分は2種農地です。

以上4条申請1件については、立地基準及び一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第4条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。以上4条申請1件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

堀委員 私、堀より、11月25日に実施しました議案第61号、農地法4条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1は、果樹園として利用するための一時転用として、造成工事を行うものです。現地は2筆の田で、11月総会において3条許可を受けて取得したものです。造成後はカボスの作付を行う予定とのことです。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、4条申請1件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより議案第61号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長 次に、議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次長 7 ページとなります。

議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和元年 12 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 324 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、2 区画の宅地造成用地とするものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 2、畑 497 m<sup>2</sup> について、使用貸借権の設定を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となります。

番号 3、畑 466 m<sup>2</sup> について、使用貸借権の設定所を行い、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 4、畑 538 m<sup>2</sup> 外 4 筆 合計 1,646 m<sup>2</sup> について、所有権移転を行い、6 区画の宅地造成用地とするものです。農地の区分は 3 種農地となります。

番号 5、畑 155 m<sup>2</sup> について、所有権の移転を行い、建売住宅を建設するものです。農地の区分は 3 種農地となります。

以上、5 条申請 5 件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 5 件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願い致します。

内藤委員 おはようございます。私と堀さん、事務局の長野次長、首藤さんと 11 月 25 日に実施しました議案第 62 号、農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地は 1 筆の畑で、現在は自家用の野菜類が栽培されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2は、使用貸借権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、農業用倉庫が設置されていましたが現在は更地になっています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3は、使用貸借権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、現在草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号4は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地は5筆の畑で、現在草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号5は所有権を取得し、建売住宅用地として利用するものです。申請地は1筆の畑で、草刈等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③から⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請5件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きますして、地元の推進委員さんから報告をお願い致します。

玉田 第1地区、推進委員の玉田です。番号1と番号4について報告致します。

推進委員 番号1は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、西側の畑も自家用の菜園になっています。許可に関して、特に問題はないと思われま

番号4は、所有権を取得し、宅地造成用地として利用するものです。申請地は中学校の近くで、宅地化が進んでいる地域にあります。隣接する農地も特に耕作を行っておらず、許可に関しては特に問題はないと思われます。

議 長 続きます、第10地区の武氏さん。

武 氏 第10地区、推進委員の武氏です。

推進委員 番号2は、使用貸借権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。申請地は自宅の隣にあり、これまで農業用倉庫等に利用されてきました。申請地に接する他人所有の農地はなく、特に問題はないと思われます。

議 長 次に第5地区の安東さん、お願い致します。

安 東 第5地区、推進委員の安東です。

推進委員 番号3は、使用貸借権を取得し、一般住宅用地として利用するものです。周辺は住宅の建築が進んでいる地域で、隣り合う農地も耕作を行っていないので、許可に関して特に問題はないと思われます。

議 長 ただいままでの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

中 野 ちよっといいですか。

委 員 番号3の申請に関わる追認の有無ということで、“有”となっているのですが、何か理由があるのですか。

首 藤 現在、ここの土地を一部駐車場として使っているのではないかとということで、これについてはごく一部ですが、駐車場と転用しているのではないかと判断で追認になっています。

中 野 議案に“追認”と書かれていないので、どうしてかなと思ひまして。

委 員

次 長 申し訳ございません。記載漏れでございます。番号3に“一部追認”と記入をお願い致します。



議 長 他にありませんか。

内 藤 先ほど、若干説明不足がありましたことをお詫びいたします。  
委 員

議 長 はい。他にございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手によりご異議なしと認めます。よって議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定を致しました。

次に、議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明をお願い致します。

次 長 12 ページとなります。

議案第 63 号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。

令和元年 12 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 12 号）「令和元年 12 月 4 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は、令和元年 11 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。  
田については、37,810 m<sup>2</sup>、33筆です。畑については、33,393 m<sup>2</sup>、38筆です。合計面積は、71,203 m<sup>2</sup>、71筆です。  
次に貸手、借手ですが、貸し手が35名に対しまして、借り手は19名となります。  
2ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となります。  
以上、簡単ではございますが、令和元年12月4日公告予定の農用地利用集積計画（第12号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第63号 農用地利用集積計画の決定について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第63号 農用地利用集積計画の決定については原案どおり承認することに決定致しました。

次に、議案第64号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、事務局より説明をお願い致します。

次長 最終13ページとなります。

議案第64号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

令和元年12月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。

1ページから4ページとなります。

畑、10筆 23,439 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

次に5ページから9ページとなります。畑、4筆 8,118 m<sup>2</sup> を、配分するものです。  
10ページから12ページとなります。畑、2筆 3,891 m<sup>2</sup> を、配分するものです。  
次に13ページをご覧ください。畑、1筆 2,336 m<sup>2</sup> を、配分するものです。  
14ページをご覧ください。畑、1筆 2,355 m<sup>2</sup> を、配分するものです。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 　　ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 　　それでは質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。これより、議案第64号 農用地利用配分計画案の意見聴収について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願い致します。

事務局人数を確認 ー「全員挙手」ー

議 長 　　全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第64号 農用地利用配分計画案の意見聴収については原案どおり承認することに決定致しました。以上で本総会の議案はすべて終了致しました。ありがとうございました。